

京都市上下水道局管理規程第17号

職務に専念する義務の特例に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成21年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

職務に専念する義務の特例に関する条例施行規程の一部を改正する規程

職務に専念する義務の特例に関する条例施行規程の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「講師」の右に、「裁判員、裁判員候補者、補充裁判員、選任予定裁判員」を加える。

附 則

この規程は、平成21年5月21日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)